

議案第100号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(安曇野市水道事業の設置に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市水道事業の設置に関する条例（平成17年安曇野市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(安曇野市監査委員条例の一部改正)

第2条 安曇野市監査委員条例（平成17年安曇野市条例第276号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第11条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(安曇野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市下水道事業の設置等に関する条例（平成27年安曇野市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和6年安曇野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和7年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第101号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項、第11条ただし書及び第15条第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

別表第2の2 安曇野市穂高地域体育施設の表中「安曇野市穂高総合体育館」を「穂高総合体育館」に、「柔剣道室」を「柔剣道場」に、「安曇野市牧体育館」を「牧体育館」に、「柔剣道場室」を「柔剣道場」に改め、同表の6 安曇野市マウンテンバイクコースの表を次のように改める。

区分	単位	使用料 (円)	利用時間	利用期間	休場日
個人利用	1人1日につき	1,000	4月20日から9月30日まで は、午前9時から午後4時まで 10月及び11月は、午前9時から午後3時30分まで	4月20日から11月30日まで	月曜日、火曜日及び木曜日 管理上支障があると認められるとき。
専用利用	1回1日につき	20,000			
レンタルバイク	1台1時間につき	1,200			
ヘルメット	1人1日につき	200			
備考 1 休場日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に該当するときは、当該日は開場するものとする。 2 市内に住所を有する未就学児、小学生、中学生若しくは高校生（中等教育学校の後期課程等に在学する者を含む。）又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に在学する者は、レンタルバイクの使用料を1台1時間につき300円、ヘルメットの使用料を無料とする。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の6 安曇野市マウンテンバイ

クコースの表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第102号

安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条―第6条）」を
「前文

第1章 総則（第1条―第6条）」に、「第37条」を「第37条の2」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

（8） 専用住宅 建築基準法別表第2（い）項第1号に規定する住宅をいう。

第3条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第7条第3項中「告示の日」を「告示で定める日」に改める。

第10条第3項中「告示があったときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に、基本計画の案について、市長に意見書を」を「規定による縦覧期間満了の日の翌までに、基本計画の案に対する意見書を市長に」に改める。

第13条第1項中「の対象となる区域（以下「地区」という。）」を削り、同項第1号中「地区の土地」を「当該計画の対象となる区域（以下「地区」という。）」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 当該計画の目標

第14条第3項中「告示があったときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して7日以内に、地区土地利用計画の案について、市長に意見書を」を「規定による縦覧期間満了の日までに、地区土地利用計画の案に対する意見書を市長に」に改め、同条第6項中「地区土地利用計画」を「市長は、地区土地利用計画の案を作成しようとするときは、地区土地利用計画」に、「について、」を「の」に改める。

第15条第1項中「規則で定める規模以上の一団の土地で、一体として計画的な利用を図ることがふさわしい」を「第12条第1項に規定する」に改める。

第17条第1項ただし書中「非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業又は既存施設の変更等を目的として行う開発事業であって、規則で定めるもの」を「次の各号のいずれかに該当する開発事業」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 既存敷地の拡張を目的とする開発事業であって、規則で定めるもの

（2） 通常の管理行為、軽易な行為その他特定の行為として行う開発事業であって、規則で定めるもの

（3） 非常災害のため必要な応急措置として行う開発事業

（4） 法第11条第1項の規定により都市計画に定めた同項各号に掲げる施設に係る開発事業

（5） 法第12条第1項の規定により都市計画に定めた同項各号に掲げる事業に係る開発

事業

(6) 法第12条の4の規定に基づく地区計画等に即して行う開発事業

(7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の認定を受けて実施する開発事業
第17条第2項を削る。

第18条に次の2項を加える。

6 開発事業者は、承認申請の前に第2項の開発事業の案を取り下げるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

7 開発事業者が第2項の開発事業の案を提出した日から起算して1年を経過する日までに承認申請を行わなかったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。ただし、期間内に承認申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

第20条第6項中「第3項の報告書」を「第4項の報告書」に、「第4項の規定」を「第5項の規定」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「のいずれかに該当するときは、標識を設置した日の翌日から原則として14日を経過した」を「に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 開発事業（次に掲げるものを除く。）が規則で定める場合に該当するとき 前条の標識設置の日の翌日から原則として14日

ア 第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業（第26条第1項の規定により事業承認に係る開発事業の内容を変更する場合を除く。）

イ 宅地分譲を伴わずに専用住宅を建築する開発事業

(2) 前項の規定による通知を受けたとき 当該通知を受けた日から原則として14日
第20条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により説明会の開催を求められた場合であつて、適正かつ合理的な土地利用を図る観点から説明会の開催が必要と判断したときは、開発事業者に対し、説明会の開催を求める旨を通知するものとする。

第21条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第22条中「第20条第2項の規定による説明会の」を「第20条第3項各号列記以外の部分の」に改める。

第23条中「事業者は、次」の次に「の各号」を加え、同条第1号中「規定による標識を設置した」を「標識設置の」に、「第20条第2項各号」を「第20条第3項各号」に改め、同条第2号中「第20条第2項各号」を「第20条第3項各号」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第24条第1項中「次に掲げる基準に」を「次の各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、同項第1号中「当該開発事業が」を削り、「適合」を「整合」に改め、同号に次のただし

書を加える。

ただし、第17条各号に該当する開発事業にあつては、この限りでない。

第24条第1項第2号中「当該開発事業が」を削り、同項第3号中「当該開発事業にあつては、」を削り、同号に次のように加える。

エ 予定建築物等の規模及び配置

第24条第1項第4号中「当該開発事業の区域内には、」を「雨水排水施設が、前号アからエまでに掲げる事項を勘案して、開発区域内の」に改め、同項第5号中「、当該期間」を「、短縮後の期間」に改め、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「事業においては、」の次に「当該開発区域が、安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例（令和5年安曇野市条例第3号）第8条第2項各号に掲げる区域を含まない区域であつて、」を加え、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （9） 第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業のうち、第26条第3項又は第48条第3項の規定による助言又は指導のあったものにおいては、当該助言又は指導の内容を踏まえた措置を講じていること。

第24条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- （6） 開発区域内に次に掲げる区域に係る土地（以下「災害危険区域等」という。）を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合その他規則で定めるやむを得ない場合は、この限りでない。

ア 建築基準法第39条第1項の災害危険区域

イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

第26条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、開発事業者が第47条第1項の規定による事業認定を受けた開発事業を第1項の規定により変更しようとするときは、必要に応じて、安曇野市土地利用審議会の意見を聴き、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第33条第1項中「第26条第3項」を「第26条第4項」に改める。

第34条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発事業者は、開発事業に係る土地又は建築物等の一部の使用又は収益（以下「一部使用収益」という。）を開始する合理的な理由があるときは、規則で定めるところにより、市長に対し、一部使用収益の承認を申請することができる。この場合において、市長が次条第1項の規定により当該申請を承認したときは、開発事業者は、当該承認を受けた部分の一部使用収益を開始することができる。

第34条の次に次の1条を加える。

(一部使用収益の承認等)

第34条の2 市長は、前条第2項前段の申請があった場合において、当該申請が一部使用収益を開始する合理的な理由を有し、かつ土地利用上支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

2 市長は、前条第2項前段の申請があったときは、当該申請の可否についての書面を開発事業者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により、一部使用収益の開始を承認する書面を交付するときは、開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第35条第1項を次のように改める。

次に掲げる開発事業については、第18条から前条までの規定は適用しない。

(1) 基本計画に整合する開発事業のうち、次の要件を全て満たしているもの

ア 拠点市街区域又は準拠点市街区域で行うものであること。

イ 開発区域内に災害危険区域等を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合その他規則で定めるやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 敷地面積が500平方メートル以下かつ予定建築物等の高さが10メートル以下のもの

(イ) 増築又は解体を伴わずに既存建築物等の用途を変更するものであって、用途の変更に係る面積が500平方メートル以下のもの

(2) 第17条第2号に該当する開発事業

(3) 第17条第3号に該当する開発事業

第35条第2項中「非常災害のため必要な応急措置として開発事業を行った場合においては、当該開発事業に着手した後、遅滞なく」を「前項第1号の開発事業を行うとき又は同項第2号の開発事業のうち規則で定めるものを行うときは、当該開発事業に着手する前に、」に改め、同条第3項中「第17条第2項第3号の規定による開発事業のうち規則で定めるものを行う場合においては、当該開発事業に着手する前に、」を「第1項第3号の開発事業を行うときは、当該開発事業に着手した後、遅滞なく」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 開発事業者又は工事施工者から開発事業その他の行為の状況について報告又は資料の提出を求めること。

(2) 工事区域に立ち入り、当該工事その他の行為の状況を調査し、又は関係者に質問すること。

(3) 必要な勧告又は助言をすること。

第3章第2節中第37条の次に次の1条を加える。

第37条の2 市長は、事業承認を受けた開発事業のうち、完了の予定期日を経過しているものについては、事業承認を受けた者、設計者その他の関係者から当該開発事業に係る工事の進捗状況、続行の意思の有無その他必要な事項の報告を求めることができる。

2 市長は、事業承認を受けた開発事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該開発事業の事業承認を取り消すことができる。

(1) 当該事業承認を受けた者が開発事業の廃止の意思を有しながら、第31条第1項に規定する届出をしない場合

(2) 当該事業承認を受けた者が承認申請において明示した開発事業の完了の予定期日から10年を経過してなお当該開発事業に係る工事に着手せず、かつ、当該事業承認を受けた者が当該開発事業に係る工事を完了させる意思又は能力を欠いていると認められる場合

(3) 開発区域内の地権者の権利保護の必要性が認められ、かつ、当該事業承認を受けた者に特段の保護すべき利益が認められない場合

第38条中「市長の」を「当該特定開発事業について第45条の規定により市長に申請（以下「認定申請」という。）し、」に改める。

第39条第1項中「前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）」を「認定申請」に改める。

第40条に次の2項を加える。

6 開発事業者は、認定申請の前に第1項の素案を取り下げるときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

7 開発事業者が第1項の素案を提出した日から起算して1年を経過する日までに認定申請をしなかったときは、前項の規定による届出があったものとみなす。ただし、期間内に認定申請できないことについてやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

第41条第1項第1号中「戸建住宅」を「専用住宅」に改め、同条第3項中「速やかに」を「当該通知を受けた日から原則として14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、」に改める。

第47条第2項ただし書中「次に掲げる」を「次の各号の」に改め、同項第1号中「戸建住宅」を「専用住宅」に、「安曇野市土地利用審議会で」を「安曇野市土地利用審議会の」に改め、同項第2号中「安曇野市土地利用審議会で」を「安曇野市土地利用審議会の」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 増築又は解体を伴わずに既存建築物の用途を変更する特定開発事業で、あらかじめ安曇野市土地利用審議会の同意を得て指定したもの

第50条の2第1項中「第20条第4項」を「第20条第5項」に改める。

第57条第1号中「第20条第6項前段」を「第20条第7項前段」に改め、同条第3号中

「第26条第3項」を「第26条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(安曇野市景観条例の一部改正)

2 安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

(経過措置)

3 改正後の安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下この項において「改正後の土地利用条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の土地利用条例第40条第1項の素案（基本計画に整合する開発事業であるときは、改正後の土地利用条例第18条第2項の案。以下この項において同じ。）が提出される開発事業に適用し、同日前に当該素案が提出された開発事業については、なお従前の例による。

令和7年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第103号

安曇野市都市計画法第33条第3項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）に関し、法第33条第3項の規定に基づき、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第6号又は第7号の技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(技術的細目として定められた制限の強化)

第3条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第6号に係るものは、主として住宅（長屋及び共同住宅を除く。以下同じ。）の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、次に定めるところによる。

(1) 設置すべき施設の種類を公園とする。

(2) 設置すべき公園の1か所当たりの面積の最低限度を200平方メートルとする。

(3) 設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度を5パーセントとする。

2 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第7号に係るものは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度を5パーセントとする。

(技術的細目として定められた制限の緩和)

第4条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の緩和のうち、政令第25条第6号に係るものは、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域の面積の最低限度を0.5ヘクタールとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第32条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による協議（当該協議に先立って安曇野市の適正な土地利用に関する条例（平成22年安曇野市条例第28号）第18条第2項の開発事業の案が提出されているときは、同条第4項の助言を踏まえた協議。以下同じ。）を開始した法第30条第1項の規定による申請（法第35条の2第1項ただし

書に規定する申請を含む。以下この項において「申請」という。）に係る技術的細目について適用し、施行日前に協議を開始した申請に係る技術的細目については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に受けた開発許可（同項の規定によりなお従前の例によることとされた技術的細目により施行日以後に受けた開発許可を含む。）について、施行日以後に協議があった場合の技術的細目については、なお従前の例による。

令和 7 年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第104号

安曇野市郷土資料館条例の一部を改正する条例

安曇野市郷土資料館条例（平成18年安曇野市条例第29号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

安曇野市穂高郷土資料館条例

第1条中「安曇野市郷土資料館」を「安曇野市穂高郷土資料館」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 郷土資料館の位置は、安曇野市穂高有明7327番地72とする。

第5条第1項中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同条第2項第1号中「その前日又は」を削り、「昭和23年法律第178号）」の次に「第3条」を加え、「国民の祝日（以下「祝日」という。）の場合は、火曜日」を「休日（次号において「休日」という。）に当たるときを除く。」に改め、同項第2号中「祝日」を「休日」に、「月曜日の場合は」を「日曜日、土曜日又は休日」に当たるときを」に改める。

第7条を削る。

第6条の見出し中「使用」を「利用等」に改め、同条第1項中「郷土資料館の施設、設備、備品又は郷土歴史資料（以下「施設等」という。）を使用する者（以下「使用者」を「前条の許可を受けたもの（第3号において「利用者」に、「認めるきは、郷土資料館の施設等の使用を禁止し、又は入館を制限する」を「認めるときは、当該許可を取り消す」に改め、同項第1号中「施設等」を「郷土資料館の施設、設備、備品又は収蔵資料（以下「施設等」という。）」に改め、同項第3号中「使用者の使用」を「利用者の利用」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

第6条第2項中「よって使用を禁止され、又は入館を制限された」を「より利用、特別利用又は借用の許可を取り消された」に、「使用者の損失」を「損害」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（利用等の許可）

第6条 郷土資料館の施設を利用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 郷土資料館に保管又は展示されている収蔵資料を、学術研究その他の教育目的のために模写、模造、撮影若しくは原版利用（以下「特別利用」という。）又は借用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前2項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

第8条中「を使用」を「を利用」に、「者」を「もの」に改める。

第9条中「使用料」の次に「の全部又は一部」を加える。

第11条中「者」を「もの」に改める。

第12条中「教育委員会が」を「別に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第105号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「した保育士」の次に「若しくは長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）」を加える。

(安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は長野県の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第106号

安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条－第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 教育委員会は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 教育委員会は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者において

は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きんさん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努

めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、教育委員会からの指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（次条第8号カ及び第23条第3項第2号において「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各

号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（長野県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として教育委員会が行う研修（教育委員会が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。
この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳

児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛

安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第33条）

第3章 雑則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制

の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

（1） 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

（2） 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に

対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるもの

の額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する教育委員会への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定

子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して教育委員会が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により教育委員会が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給

付認定子ども等からの苦情に関して教育委員会が行う調査に協力するとともに、教育委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、教育委員会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を教育委員会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに教育委員会及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第19条の規定による教育委員会への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 法第54条の2第1項の確認の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 7 年11月27日 提出

安曇野市長 太田 寛